

職員の逮捕について

1 職員の逮捕について

(1) 事案の概要

- ア 逮捕者 主査 平岡 尚之 (47歳)
イ 所属 建設部維持課安芸津維持分室
ウ 逮捕事由 道路河川等維持業務に関する収賄容疑

市が発注する道路河川等維持業務に関し、市内業者から、同社を受注業者に推奨するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後の同様な取り計らいを受けたいとの趣旨であることを知りながら、自己の職務に関する賄賂として現金の供与を受けたもの。

(2) 事案の経緯等

- 9月27日(月) 13:13頃 逮捕(東広島警察署)
9月28日(火) 午前 検察送致
9月29日(水) 現在 勾留中(東広島警察署)

2 当面の対応

- ア 綱紀保持の徹底
- ・ 全職員に対し、通達を発出し綱紀保持の徹底を図る。
- イ 所属ミーティング
- ・ 全所属においてミーティングを実施し、服務規律の遵守状況について、点検を行う。

3 今後の対応について

- ア 事実関係の確認
- ・ 警察及び検察の捜査に全面的に協力しつつ、事実関係の確認を行う。
- イ 懲戒処分の検討
- ・ 捜査により認定された事実及び本人に対する事情聴取を踏まえ、処分を検討する。
- ウ 再発防止対策の検討
- ・ 事件に至った原因を究明し、再発防止対策を検討する。